

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅰ.(1)①)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

実績 又は 現況	(品質ポリシー) A) 現在、商標審査が直面している課題を解決し、ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示した「品質ポリシー」を2014年8月に策定し、公表している。この品質ポリシー等に基づいて、2016年度も品質管理に関する施策を策定している。
	(品質マニュアル) B) 商標審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文章化し、品質管理の統一的な実施を維持することを目的とした「商標審査の品質管理に関するマニュアル(品質マニュアル)」を2014年12月に策定し、公表している。 2016年度は、①商標課品質管理班設置(H28.4)に伴う実施体制の修正、及び、②商標審査における決裁ガイドライン策定(H28.3)に伴う修正を反映させるため、並びに、③当マニュアルの文書としての位置づけ及び改訂の契機を追加するため、2016年7月に改訂を行い、これらを公表した。
	(審査の品質管理において取り組むべき事項) C) 2016年3月に行われた審査品質管理小委員会の報告を踏まえ、商標について、審査品質管理の具体的な取組を定め、2016年4月に「審査の品質管理において取り組むべき事項(平成28年度)」として公開した。
	(その他品質管理のための具体的な手順を示す文書) D) 審査官が商標審査において従うべき各種指針として、「商標審査基準」や「商標審査便覧」を策定し、公表している。 新しいタイプの商標*の審査資料の整備の一環として、実体審査マニュアル(色彩のみからなる商標、音商標、位置商標)の見直しを行った。 「商標審査基準」について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにおいて、主に「不登録事由(4条)」の見直しを行い、2016年度内に改訂案をまとめる予定。
	* 動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標
	E) 商品・役務に関する審査についての指針としては、「類似商品・役務審査基準」や「商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表」を策定し、公表している。 2016年度は、ユーザーの利便性を向上するため、2016年12月に「類似商品・役務審査基準」及び「商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表」について、それぞれの文書の改訂に合わせて、文書の統合化を行う予定。
	F) 審査官が商標審査を行う際の手続において従うべき手順について文書としてまとめた「商標審査の進め方」を策定し、公表している。 また、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感をもって作成できるよう拒絶理由通知書等を起案する際の留意点を追加する改訂を2016年2月に行い、これを公表した。
	G) 「面接・電話対応」の取組に対する具体的な手順を示すものとして「面接ガイドライン」を策定し、公表している。面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものとして、2014年10月にその内容を改訂している。
	(文書の管理) H) 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、及びその他品質管理のための具体的な手順を示す文書であって特許庁が作成したものについては、随時利用可能なものとして提供し、必要な更新を行うなど、適切に管理を行っている。

資料の所在	○品質ポリシー(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/policy.pdf
	○品質マニュアル(上記B関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/manual.pdf
	○商標審査基準(上記C関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syohyou kijun.htm
	○商標審査便覧(上記C関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syohyoubin.htm
	○類似商品・役務審査基準(上記E関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/ruiji kijun10.htm
	○商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表(上記E関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/kokusai bunrui.htm
	○面接ガイドライン(上記G関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/syohyo.pdf

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅰ.(1)②)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関わる職員に向け、誰が、いつ、何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、世界最高品質の審査の実現に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。

実績 又は 現況	(審査の進め方) A) 商標審査官が商標審査を行う際の手続については、「商標審査基準」や「商標審査便覧」等において定められている。 新しいタイプの商標の審査資料の整備の一環として、実体審査マニュアル(色彩のみからなる商標、音商標、位置商標)の見直しを行った。 「商標審査基準」について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにおいて、主に「不登録事由(4条)」の見直しを行い、2016年度内に改訂案をまとめる予定。 B) 審査官が商標審査を行う際の手続において従うべき手順について文書としてまとめた「商標審査の進め方」を作成し、それに基づき統一的な審査実務が行われている。 「商標審査の進め方」では、審査手順を「商標の認定」、「指定商品・指定役務に関する調査・検討」、「登録要件に関する調査・検討」、「不登録事由に関する調査・検討」、「拒絶理由通知」、「意見書・補正書が提出された場合の対応」及び「査定」に分け、各手順においてなされるべき事項や留意事項等を規定している。 2015年度は、上記の審査手順について、特殊な商標登録出願に関する記載を追加する改訂を2015年2月に行った。 C) 新たに起案書における記載漏れや記載内容のバラツキ等の改善を図り、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感をもって作成できるように、拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書を2016年2月に作成した。 2016年度は、さらなる起案書の質の向上及び効率化を目的として、審査時に参照できる事例をとりまとめる予定。
	(品質管理) D) 商標審査に関する品質管理システム(品質管理及びその実施体制)の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官及び商標審査に関する事務をつかさどる審査業務部長が、これに対して責任を負うことが明記されている。 E) 「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当が、PDCAサイクル内の各項目について個別に記載されており、手順及び担当の詳細について参照すべき文書も明記されている。品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び参照すべき文書の記載に基づいて、実施されている。 F) 「品質マニュアル」は、PDCAサイクルを、商標審査部門全体で回すサイクルと各審査室で回すサイクルの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制について説明している。さらに、出願人や代理人といった外部関係者の協力が、商標審査の質の向上に貢献しうること、外国庁との情報共有が商標審査の質の向上に貢献することが記載されている。品質マニュアルは、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、商標審査に関わる職員にとって有益で、商標制度のユーザーにも理解できる文書とするという方針のもとに作成している。
	商標審査の質の継続的改善のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図

資料の所在	○商標審査基準(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kiun/kiun2/syouhyou_kiun.htm
	○商標審査便覧(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kiun/kiun2/syouhyoubin.htm
	○品質マニュアル(上記D, E, F関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/manual.pdf

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ③)

評価 項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知
評価の 目的 及び 観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。

実 績 又は 現 況	(品質管理に関する方針・手続の公表状況) A)「品質ポリシー」は、特許庁ホームページを通じて公表されている。また、パンフレット(日本語版)を作成し、各企業や業界団体等のユーザーとの意見交換の場において配布している。さらに、英訳版についても、特許庁ホームページを通じて公表されており、パンフレット(英訳版)を作成し、国際会議や途上国からの研修生に対し配付することにより外部に対して周知を行っている。
	B)2016年7月に改訂した「品質マニュアル」は、特許庁ホームページを通じて公表し、英語版についても、同時に同ホームページを通じて公表した。いずれも、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。
	C)企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている(2016年度上半期実績:39件 2015年度上半期実績:29件)。
	D)2015年5月に作成した庁の紹介パンフレット及びDVD(「産業の発達を支え続ける特許庁ー世界最高の知財立国の実現に向けてー」)において、130年以上にわたる産業財産権制度及び特許庁の歴史を紹介するとともに、世界最高の知財立国の実現に向けた様々な取組の一つとして、「品質ポリシー」を紹介している。
	(職員に対する周知状況) E)「品質ポリシー」は、2014年8月に策定し、商標審査に関わる全ての職員に周知しており、また、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。さらに、ポスターを庁内の審査室等に掲示し、更なる周知を徹底している。
	F)「品質マニュアル」は、2016年7月に改訂し、審査に関わる全ての職員に周知しており、また、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。

(職員向けの研修の実施状況)

G)審査の質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの研修や審査官向けの講義において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う研修を実施している。

2016年度実績

・審査官補コース研修(新人対象)	2016年 5月19日	8名受講
・審査官コース前期研修(審査官補対象)	2016年10月20日	9名受講
・審査系マネジメント能力研修(第1回) (新任上席審査官対象)	2016年 6月13日	4名受講
・審査系マネジメント能力研修(第2回) (新任上席審査官対象)	2016年11月14日	4名受講

(職員の理解状況の把握)

H)上記G)の各研修及び講義の最後に、内容の理解度の確認及び研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施しており、当該アンケートにおける5段階評価及び自由記載を通じて研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。

資料の所在	○品質ポリシー(上記A, C関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohvo/policy.pdf
	○品質ポリシーパンフレット(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/hinshitsukanri/pamphlet.pdf
	○品質ポリシー(英語)(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/trademark.pdf
	○品質ポリシーパンフレット(英語)(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/pamphlet.pdf
	○品質マニュアル(上記B, F関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohvo/manual.pdf
	○品質マニュアル(英語版)(上記B, F関連) http://www.ipo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/trademark_manual/manual.pdf

【商標】審査品質管理に関する評価項目（実績、現況等）（評価項目Ⅰ.（2）④）

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

（特許庁の組織体制、人員配置）

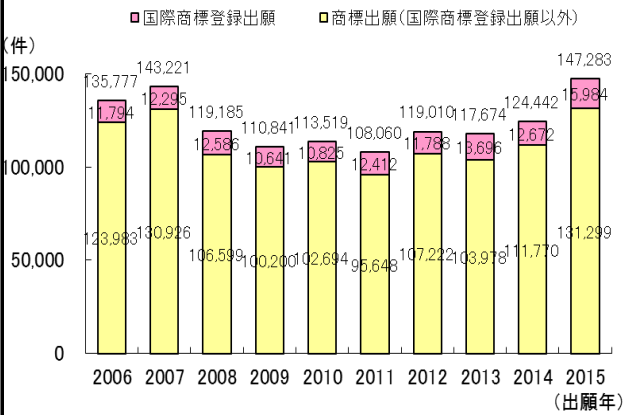
A) 審査業務部の下に、国内商標出願について審査を行う審査室が、ニース協定^{*1}に基づく国際分類の区分に応じて6つ設けられ、また、国際商標登録出願の審査を行う審査室が1つ設けられている。各審査室においては、審査長、審査監理官又は審査室長をヘッドに、上席総括審査官、主任上席審査官又は先任上席審査官が筆頭審査官として、各審査室内において品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。さらに各審査室における審査官は、ニース協定に基づく国際分類の区分に応じてグループ分けがされており、約140名の審査官が配置されている。

また、2016年度は、2015年4月から出願受付を開始した新しいタイプの商標の審査処理を促進すべく、昨年度に編成した専任の審査チームの体制を見直し、新制度に対応するための審査実施体制を強化した。さらに、全商標審査官を対象に、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等も実施した。

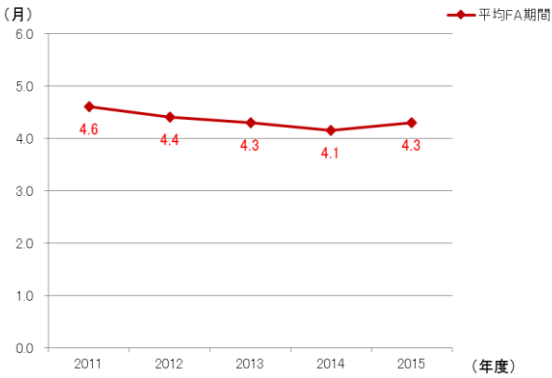
* 商品・役務に関する分類を国際的に統一するための条約

B) 商標審査部門においては、年々出願件数が増加している(図1)にも関わらず、審査官数が減少している(図2)状況の中、機械化や審査業務に集中できる環境整備等によって効率化を図り、より迅速な審査を実現してきた(図3)ところである。現状においては、審査官1人当たりの審査処理区分数で見ると、米国特許商標庁(USPTO)と比較して、約1.7倍の審査を行っており(図4)、既に相当程度の効率化が図られている。

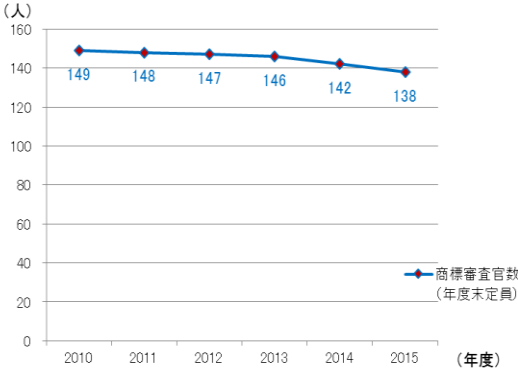
実績
又は
現況



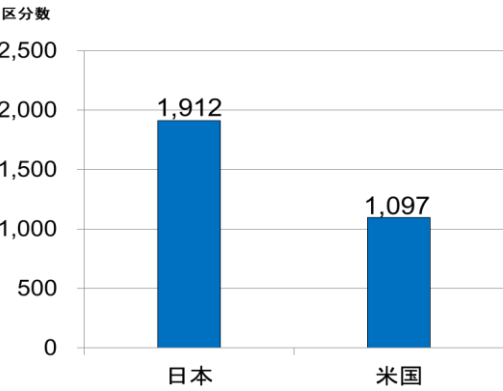
【図1】商標登録出願件数の推移



【図3】一次審査通知までの期間の推移



【図2】商標審査官数の推移



【図4】審査官1人当たりの審査処理区分数
（日本は2015年（2016年版年報）、
米国は2015年度の数値（Annual Report FY2015））

実績 又は 現況	(審査官の資格及び能力評価) C) 商標審査官は、人事院が実施する国家公務員採用一般職試験の合格者から採用され、その資格は、商標法第17条において特許法第47条第2項の規定を準用し、商標法施行令第3条第2項において特許法施行令第3章の規定を準用して定められている。同条に規定された資格要件の一つに、独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了があり、そのためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等の試験への合格が必要である。					
	D) 審査官に対して、任用後も、「法律・審査基準に関する知識」については勿論のこと、時代の要求に応じた「国際化に対応する語学能力及び情報発信能力」、及び「知的財産活用に関する知識」についても体系的に修得できる研修等の機会が設けられている。加えて、昨年度に引き続き、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等の機会も設けられている。					
	新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修の開催実績 <table><tr><td>・音商標と著作権との関係について</td><td>2016年 4月25日</td><td>101名受講</td></tr><tr><td>・色彩の類否の考え方について</td><td>2016年 4月26日</td><td>96名受講</td></tr></table>	・音商標と著作権との関係について	2016年 4月25日	101名受講	・色彩の類否の考え方について	2016年 4月26日
・音商標と著作権との関係について	2016年 4月25日	101名受講				
・色彩の類否の考え方について	2016年 4月26日	96名受講				
	E) 国家公務員の人事評価制度に従い、商標審査官も年一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力評価が行われている。その結果は必要に応じて審査官にフィードバックすることで自発的な能力開発等を促すなどの人材育成や、適材適所の人員配置に利用される。					
資料の所在	○人事評価マニュアル（内閣人事局・人事院） http://www.cas.go.jp/ip/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf ○国家公務員の標準職務遂行能力について(内閣官房)（平成21年3月6日内閣総理大臣決定） http://www.cas.go.jp/ip/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000015876.pdf(255～259ページ参照)					

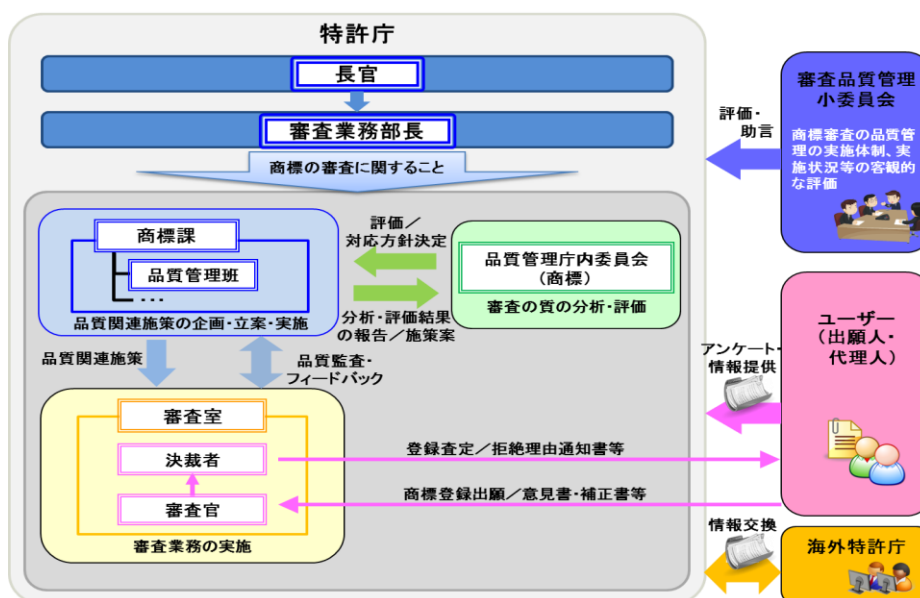
【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅰ.(2)⑤)

評価 項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の 目的 及び 観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者の人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実 績
又は
現 況

(特許庁の品質管理体制)	
A) 責任者としての長官、審査業務部長 商標審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官及び商標審査に関する事務をつかさどる審査業務部長を責任者としている。	
B) 審査業務を実施する各審査室(課相当) 商標審査業務は、各審査室に置かれた審査長等のマネジメントの下、審査官が行っている。各審査室では、商標課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する商品・役務分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。	
C) 品質関連施策の企画・立案を行う商標課品質管理班 2016年4月に商標課に品質関連施策を企画・立案する新部署として品質管理班を設置した。当該品質管理班は、職員2名と調査員(品質管理補助)2名の体制で、品質管理のために必要な体制を整備し商標審査の品質管理に関する以下のような業務を行っている。 ・審査部・審査長単位が実施する施策(協議、決裁、品質監査、審判情報の活用等)の企画・立案。 ・品質関連施策(ユーザー評価調査等)の企画・立案。 ・品質管理庁内委員会が実施する審査の質についての分析・評価のサポート(審査の質に関する各種データの収集や起案の形式的瑕疵のチェック)。	
D) 審査の質の分析・評価を行う品質管理庁内委員会・品質管理官 品質管理官は、商標審査に関する高度な知識や判断力を有する管理職又は審査官から選任され、品質監査においてチェックを実施し、その結果について案件を担当した審査官や管理職にフィードバックを行う業務を担う。 品質管理官の数 2014年度:11名(専任1名、兼任10名) 2015年度:12名(専任2名、兼任10名) 2016年度:10名(兼任10名)(※2名は、上記の品質管理班に移籍)	
E) 審査の質の評価・質の維持・向上に関する施策の方針決定を行う品質管理庁内委員会 審査業務部内には、商標審査の質について評価し、質の維持・向上に関する改善施策の方針決定の役割を担う、各審査室の審査長等がメンバーとなる庁内委員会が設置している。当該委員会は、品質監査結果、ユーザー評価調査結果、審判決との判断相違の分析結果等の収集された審査の質に関するデータの報告を受け、商標課品質管理班が企画・立案する各種施策について助言を行い、方針の決定を行っている。 当該委員会は、商標課長をはじめとする審査長等を委員に、合計17名で構成され、事務局は、商標課品質管理班が担当している。 2016年度は、上半期において4回の委員会を開催し、商標課・商標部門全体及び、商標課・商標部門の各室で実施する品質管理に関する取組について議論を行った。	
F) 品質管理体制の概略図	

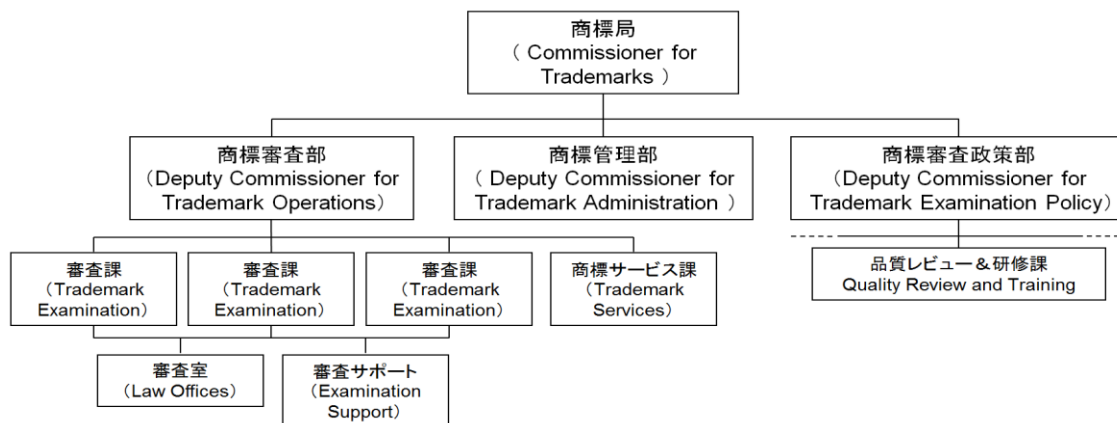


(外国庁の品質管理体制との比較)

G)USPTOとの比較

USPTOでは、品質保証部(Office of Trademark Quality Review and Training (OTQRT))に所属する19名の主任審査官が審査官の審査結果の質の評価を行っている。
→JPOでは、10名の品質管理官(兼任)が、出願人に発送される審査結果の質の評価を行っている。

H)USPTOの品質管理体制の概略図



商標局では、審査部の下に21の審査室が置かれている。各審査室は、審査長(Managing Attorney)、上級審査官(Senior Attorney)、約20名の審査官(Examining Attorney)から構成されている。

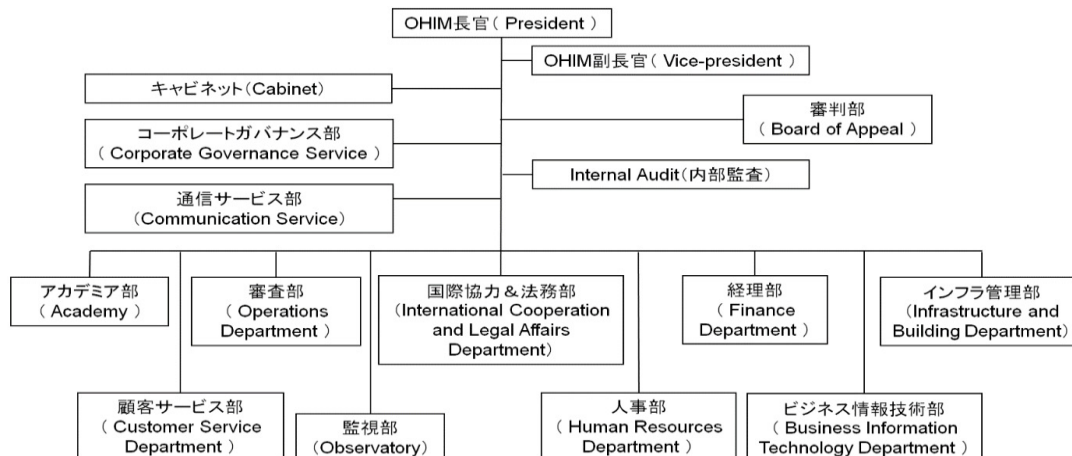
商標審査の品質管理は、審査部から独立した商標審査ポリシー部の商標品質レビュー&研修課が担当している。課長(Managing Attorney)、上級審査官(Senior Attorney)及び分析官(Program Analysts)の合計34名が従事している。

品質チェックを担当する部署は、商標品質レビュー&研修課、審査室(Law Office Managers)及び商標分類政策&実施管理室(Administrator for Trademark Classification Policy and Practice)である。課長、上級審査官及び分析官の合計34名が従事している。

I)EUIPOとの比較

EUIPOにおいては、品質チェック手続には、欧州共同体商標の審査及び異議申立と関係のある二つの部署、TMD(Trade Marks and Cancellation Departments (TMCD),Trade Marks and Registers Departments (TMRD)を含む)及びDIPPが関与している。
→JPOでは、10名の品質管理官(兼任)が、出願人に発送される審査結果の質の評価を行っている。

J)EUIPOの品質管理体制の概略図



EUIPOの商標審査の品質管理は、審査部とともに関係部署が積極的に関与している。コーポレートガバナンス部(Corporate Governance Service)がEUIPO全体の品質管理を担当し、実務レベルでの品質管理は、各部署(each department or service)が担当している。審査部もEUIPOの品質管理体制における一部署という位置づけである。

品質管理の責任者は、コーポレートガバナンス部長及び審査部長の2名である。

商標審査の品質チェックは事前(通知書発送前)及び事後(審査終了後)に実施している。事前チェックは審査部の検査官(Checkers)61名によりなされる。また事後のチェックは、審査部の検査官28名及び国際協力&法務部(ICLAD:International Cooperation and Legal Affairs Department)の知識サークル(Knowledge Circles)の課長(chairs)7名によりなされる。

実績
又は
現況

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑥)

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
⑥ 品質向上のための取組	
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実績 又は 現況	A) 商標審査の質の維持・向上のため、各審査官が努力をするのみならず、商標審査及びその関連業務において、以下のような取組を実施している。 (品質保証(決裁)) B) 審査官が処分等の内容を出願人等に通知するための書面を作成(商標審査における「起案」)し、審査官が所属する審査室の管理職である審査長等が、当該処分等に係る書面の内容の確認等を通じた商標審査の実体的・形式的チェック(決裁)を行っている。 審査長等は、処分等が法令・指針等に適合しているか、並びに、必要な手続を経ているかについて、審査官が記入した「審査官用チェックシート」等を活用して確認し、必要に応じ、当該処分等を行った審査官に差し戻して修正を促すか、指導を行っている。 決裁は、決裁時に留意すべき項目をまとめた資料として策定された「決裁時参照リスト」に従い、審査官が行った全ての起案に対して実施している。 また、新たに、決裁を行う際の手続きにおいて、従うべき手順や留意事項等をまとめた文章を2016年2月に策定した。 2016年度は、さらなる決裁の効率性の向上を目的に、決裁時に審査官に差し戻した案件に関する情報を蓄積する仕組みを整備した。
	(審査官用チェックシートの活用) C) 品質管理の各種取組によって判明した典型的な問題事例を整理し、審査のプロセスにおいて各審査官が確認する必要がある事項をまとめた「審査官用チェックシート」を提供している。審査官は、各案件の審査時に「審査官用チェックシート」に沿って審査を実施すると共に、記入した「審査官用チェックシート」を起案と共に決裁者に提出する。 「審査官用チェックシート」は、審査時に留意すべき項目をまとめた資料として策定されたもので、内容については、必要に応じて、質の向上に資する内容となるように見直しを行っているところ、2015年3月に、品質監査やユーザー評価調査等の結果を受けて見直しを行い、現在見直し後の審査官用チェックシートを使用している。
	(審査官・管理職間の知識共有・意見交換(協議)) D) 審査官相互の知見を結集して、調査のノウハウ、知識等の共有化等を図った上で、迅速・的確な判断を行うことを目的に、案件を担当する審査官が、他の審査官と意見を交換して調査・判断について検討を行う協議を実施している。 協議は、案件を担当する審査官が自発的に行うもののほか、審査の質の向上の観点から、所定の条件を満たす案件については必ず行うこととしているものがある。 協議を必ず行うこととしている案件は、①防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の案件*、②特に注意を要し、慎重な判断が求められる案件(世間の衆目を集める可能性がある案件(以下、単に「衆目案件」という。))、③共に審査係属中の同一又は極めて類似する商標の案件及び④商標法第3条第2項(使用による識別性)の適用の検討を要する案件、の4つがある。 2016年度は、審査官協議の内容の充実・効率化及び情報共有の観点から、各審査官が作成している協議メモを収集・蓄積し、庁内イントラネットに掲載して共有した。 協議の実施規模等については以下のとおり。【件数は、いずれも2016年9月末時点】 ①については、担当する審査室内において、複数の審査官により協議を行うほか、必要に応じて他の審査室と協議を行うものであり、2016年度は235件の協議を行った。 ②については、商標課及び審査長等から構成される衆目案件検討会において、当該衆目案件の審査処理方針について検討・協議を行うものであり、2016度は54件の協議を行った。 ③については、各案件の担当審査官間で、随時協議を行っている。 ④については、担当する審査室内において、複数の審査官により協議を行うほか、必要に応じて他の審査室と協議を行うものであり、2016年度は12件の協議を行った。 * 防護標章登録制度とは、登録商標が商標権者の業務に係る指定商品(役務)を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、他人がその商標をその指定商品(役務)と類似しない商品(役務)について使用すると当該商標権者の取扱う商品(役務)であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのあるときは、商標権者に、その混同のおそれのある商品(役務)について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることを認め(第64条)、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品(役務)にまで拡大することとした制度。防護標章登録を受けるとその商標については周知商標と推認して取り扱うことになるため、慎重な判断が必要とされる。

実績
又は
現況

(業績目標と審査官の評価)

E) 商標審査官についても、国家公務員の人事評価制度に従った業績評価が実施される。これは、評価項目④のE)記載の「能力評価」と合わせて人事評価を実施することで、職務遂行能力の発揮状況や職務上挙げた業績をより正確に把握し、人材育成や、適材適所の人事配置を実現することを目的としている。商標審査官は、国家公務員の人事評価制度に従い業績評価を受ける。各審査室においては、年に2回、組織業績目標を策定している。審査の質についても、審査内容(判断、起案等)の観点及び審査の質を意識した取組の観点から目標が策定される。これに合わせて、各審査官は、所属する審査室の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。

(面接・電話対応)

F) 審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、出願内容のより一層の理解等を促進し、納得感の高い審査を行うことに通じることから、積極的に活用していくことが必要である。

審査官と出願人等との間で行われる面接や電話・ファクシミリによる相談手続及び対応内容の記録・保管等の手続を定めた「面接ガイドライン」に従って、面接・電話対応を実施している。

2016年度における実績として、86件の面接、2,560件の電話等の対応を行い、面接要請があったにも関わらず規定に従い応じなかった件数は0件であった。

面接や電話対応の充実により、出願内容の一層の理解促進及び納得感の高い審査が行われている。

面接・電話等の実績

2015年 4月～2016年 2月： 面接184件、電話4,133件

2016年 4月～2016年 9月： 面接86件、電話2,560件

(品質関連情報の収集・提供)

G) 商標課品質管理官は、改善すべき点等を明らかにするとともに、関係部署と連携しながら、商標審査の質の維持・向上のための施策に反映させることを目的として、以下の品質関連情報を収集している。また、各審査室においては、これらの品質関連情報を活用することにより、商標審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。

①審査に関する統計データ

商標課品質管理官は、審査官毎の即登録率や根拠条文毎の拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを収集し、提供している。所属する審査室及び商標審査部門の統計データと比較することで、自らの審査の傾向を把握することを可能にしている。

②審判に関する統計データ

審決等の分析は、自らの審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられるので、商標課品質管理官は、審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、審査室に提供している。また、審決や異議決定等が出た際には、審査段階で担当した審査官に情報を通知し、審決等の確認を促している。

H) 事例の共有及び個別案件の要因分析

2015年4月から2016年3月の期間に、審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例、示唆に富む事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2016年9月)。

(審査関連文書の整備・改訂)

I) 審査官が商標審査において従うべき各種指針(審査判断の基準)として、「商標審査基準」や「商標審査便覧」を作成している。

新しいタイプの商標の審査資料の整備の一環として、実体審査マニュアル(色彩のみからなる商標、音商標、位置商標)の見直しを行った。

「商標審査基準」について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにおいて、主に「不登録事由(4条)」の見直しを行い、2016年度内に改訂案をまとめる予定。

J) 審査官が商標審査を行う際の手続において従うべき手順について文書としてまとめた「商標審査の進め方」を作成しており、2016年2月に内容の見直しを行い、特殊な商標登録出願に関する審査手順等について必要な改訂を行った。

K) 新たに起案書における記載漏れや記載内容のバラツキ等の改善を図り、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感をもって作成できるように、拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書を2016年2月に作成した。

2016年度は、さらなる起案書の質の向上及び効率化を目的として、審査時に参照できる事例をとりまとめる予定。

実績 又は 現況	(能力向上のための研修の実施) ① 商標審査の質の向上のためには、商標審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。商標審査に関わる職員一人一人は、日々の自己研鑽に励み、研修の機会等があれば積極的に参加して、専門性を高めることが求められる。 商標審査部門では、審査官の知識・能力を向上させることを目的として、「法律・審査基準に関する知識」については勿論のこと、時代の要求に応じた「国際化に対応する語学能力及び情報発信能力」、及び「知的財産活用に関する知識」についても体系的に修得できる研修の受講等の機会を設けている。 加えて、昨年度に引き続き、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等の機会も設けている。また、自己研鑽に資するよう、eラーニング教材も提供されている。2016年度は、研修計画通りに研修を実施する予定。					
	新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修の開催実績 <table><tr><td>・音商標と著作権との関係について</td><td>2016年 4月25日</td><td>101名受講</td></tr><tr><td>・色彩の類否の考え方について</td><td>2016年 4月26日</td><td>96名受講</td></tr></table>	・音商標と著作権との関係について	2016年 4月25日	101名受講	・色彩の類否の考え方について	2016年 4月26日
・音商標と著作権との関係について	2016年 4月25日	101名受講				
・色彩の類否の考え方について	2016年 4月26日	96名受講				
資料の所在	○商標審査基準(上記I関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syohvyou_kijun.htm					
	○商標審査便覧(上記I関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syohvoubin.htm					
	○人事評価マニュアル(内閣人事局・人事院) http://www.cas.go.jp/ip/gaiyou/jimu/iinjikyoku/files/000287212.pdf					
	○面接ガイドライン(上記F関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/syohyo.pdf					
	○OIP・eラーニング(上記J関連) https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service					

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑦)

評価 項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑦ 品質検証のための取組
評価の 目的 及び 観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実 績 又は 現 況	(商標審査の取組報告、上半期終了後の進捗状況検証) A) 2016年度の初めに、当該年度に実施をすべき商標審査の品質管理に係る各種取組の年間作業計画を策定した。策定した計画については、上半期終了後に進捗状況を確認し、現状に合わせて改訂を行った。
	(品質監査) B) 品質監査は、各審査室における審査・決裁の状況について把握し、改善すべき点を第三者の視点から顕在化させることを目的としている。審査室横断的な組織である商標課の品質管理官が、①一から審査を行うこと(再審査)によるチェック(再審査品質監査)と、②審査官の審査結果を基にしたチェック(基礎的品質監査)の2種類を実施する。基礎的品質監査は、判断の適切性のみならず、起案内容についての適切性(論理構成や証拠の開示方法等)についての詳細な確認も行う。品質監査を統一かつ円滑に実施できるよう、関連する事項について定めた「商標審査に関する品質監査ガイドライン」について、内容を見直し、改訂を行った。 2016年度は、通年で品質監査を実施している。品質監査の対象案件は、国内商標登録出願案件及び国際商標登録出願案件のうち、再審査品質監査については、登録査定起案・決裁が行われた案件、基礎的品質監査については、拒絶理由通知及び拒絶査定起案・決裁が行われた案件の中から、無作為に抽出する。実際のチェック件数については、再審査品質監査は、約1,000件、基礎的品質監査は、審査官一人あたりの件数が20件程度となる、約2,000件につき実施する。 また、品質監査の対象案件のうち、登録査定案件については全て、出願人への発送前のタイミングで実施した。 さらに、来年度からは、品質監査のシステム化を行うことで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施を可能とするとともに、対象案件抽出条件の詳細な設定機能などにより、品質監査の効率化も図る。 品質監査の結果については、適合率(2016年上半期時点)が、再審査品質監査及び基礎的品質監査ともに向上し、全体として審査の品質が安定していると捉えることができる。 品質監査実施期間 (2015年度)10月～12月 (2016年度)通年 品質監査チェック件数 (2015年度)再審査品質監査(1,050件) 基礎的品質監査(2,100件) (2016年度)再審査品質監査(579件) 基礎的品質監査(963件) ※上半期の実施件数 チェックを実施する品質管理官 (2015年度)10名 (2016年度)10名

(ユーザー評価調査)

C) 商標審査全般の質及び具体的な案件の審査内容(審査の判断や起案文書の記載等)について、ユーザーの方々からの問題点の指摘を通じて、改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映することを目的とし、ユーザー評価の収集・分析を行っている。

2016年度は、ユーザー評価調査の実施手法を見直し、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付した。また、昨年度は、調査票の配布・回収について外部委託を行っていたところ、今年度は、調査票の配布・回収を含め、すべて特許庁独自で実施した結果、回収率を大幅に上昇させることができた。加えて、調査票の内容についても、調査対象者の自由かつ率直な意見を得るために、商標審査全般の質の調査について、無記名での回答を可能にするとともに、質問項目の見直しを行うことでさらに有益な結果を得ることができた。

ユーザー評価調査の結果については、審査の質全般に対する満足度において、5段階評価の4段階以上の評価が増加した。

2016年度の対象者数・選定方法は以下のとおり。

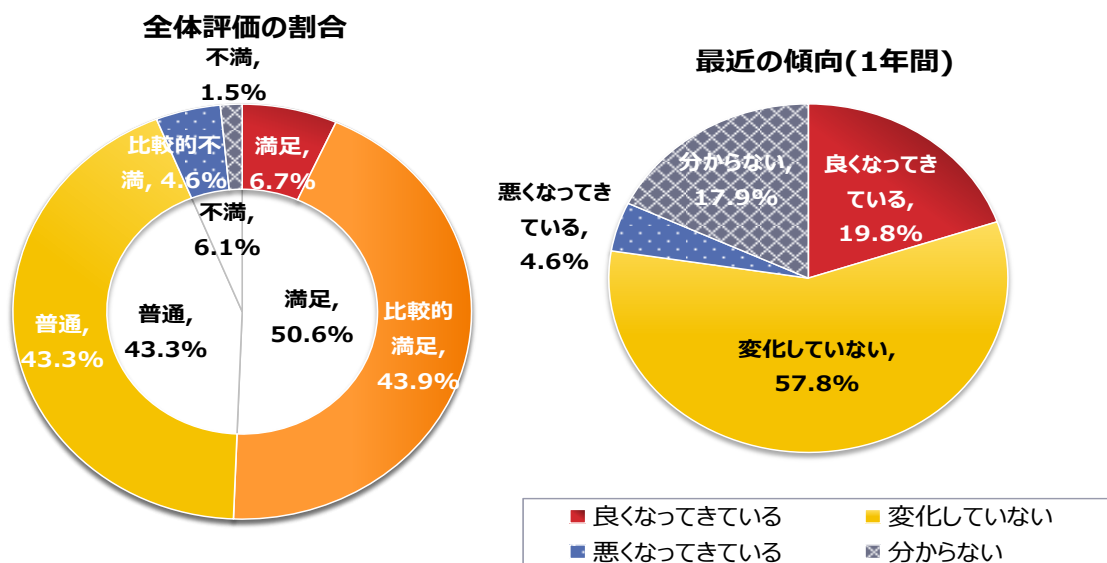
- ①2015年度における、筆頭出願人(内国出願人)としての商標登録出願件数上位360者を対象に実施した。
 - ②2015年度における、筆頭出願人(外国出願人)としての商標登録出願件数上位40者を対象に実施した。
 - ③ ①で調査対象にした360者及び②で調査対象にした40者の合計400者を対象に調査を実施しており、これは、調査対象社の出願件数ベースで出願約15%程度の割合を占めている。
- 集計・分析作業終了後、その結果を商標審査部門内で共有するとともに、特許庁ホームページを通じて公表する。

ユーザー評価調査対象者数

(2015年度)内国出願:360社 外国出願:40社

(2016年度)内国出願:360社 外国出願:40社

実績
又は
現況



(ユーザー等との意見交換)

D) ユーザーニーズの把握を目的として、上記B)の調査だけでなく、商標審査部門において、各企業や業界団体等のユーザーとの意見交換を行った。

2016年度は、商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、意見交換の促進を図り、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行った。

業界団体等との意見交換実績

(2016年度上半期実績)

39件 *内訳*業界団体:17団体、組合、商工会等:22団体

(2015年度上半期実績)

29件 *内訳*業界団体:9団体、民間企業:5社、組合、商工会等:15団体

(審査の質の向上のためのホームページでの意見受付の開始)

E) これまでの電話・メールやユーザー評価調査等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的として、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を開始している(2014年11月)。寄せられた意見は、商標課品質管理官が適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析して品質向上のための取組に反映する。また、意見提出者の同意が得られた場合は、審査室にフィードバックし、同様の事例の発生の防止に努めている。

実績 又は 現況	(審判決との判断相違の要因分析) F) 審査段階での判断と審決の判断で、判断が相違した場合の要因を把握することを目的に、全商品・役務分野において分析を実施し、分析結果をもとに審判部門と審査部門とで、2回の意見交換を実施した(2016年9月末時点)。 要因分析を実施した案件・事件は以下のとおりである。 ・拒絶査定不服審判が請求された案件のうち、審判の段階で拒絶査定が覆った案件 (2016年度実績) 277件 ※上半期の実績 (2015年度実績) 543件 G) 2015年度に異議申し立てされ、取り消し決定がなされた案件全件(49件)についても、審決の要点を一覧にまとめ(外部委託)、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、分析結果を審査官に周知する。 これにより、拒絶査定不服審判が請求された案件だけでなく、異議申し立てされ、取消決定がなされた案件についても分析することとなるため、審査段階で登録査定の判断をした案件及び拒絶査定の判断をした案件の双方向から、審査と審決との判断相違に関する要因分析を多角的な観点から実施することが可能となる。 (事例の共有及び個別案件の要因分析) H) 2015年4月から2016年3月の期間に、審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例、示唆に富む事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2016年9月)。
資料の所在	○審査の質の向上のための御意見受付(上記E関連) http://www.ipa.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm

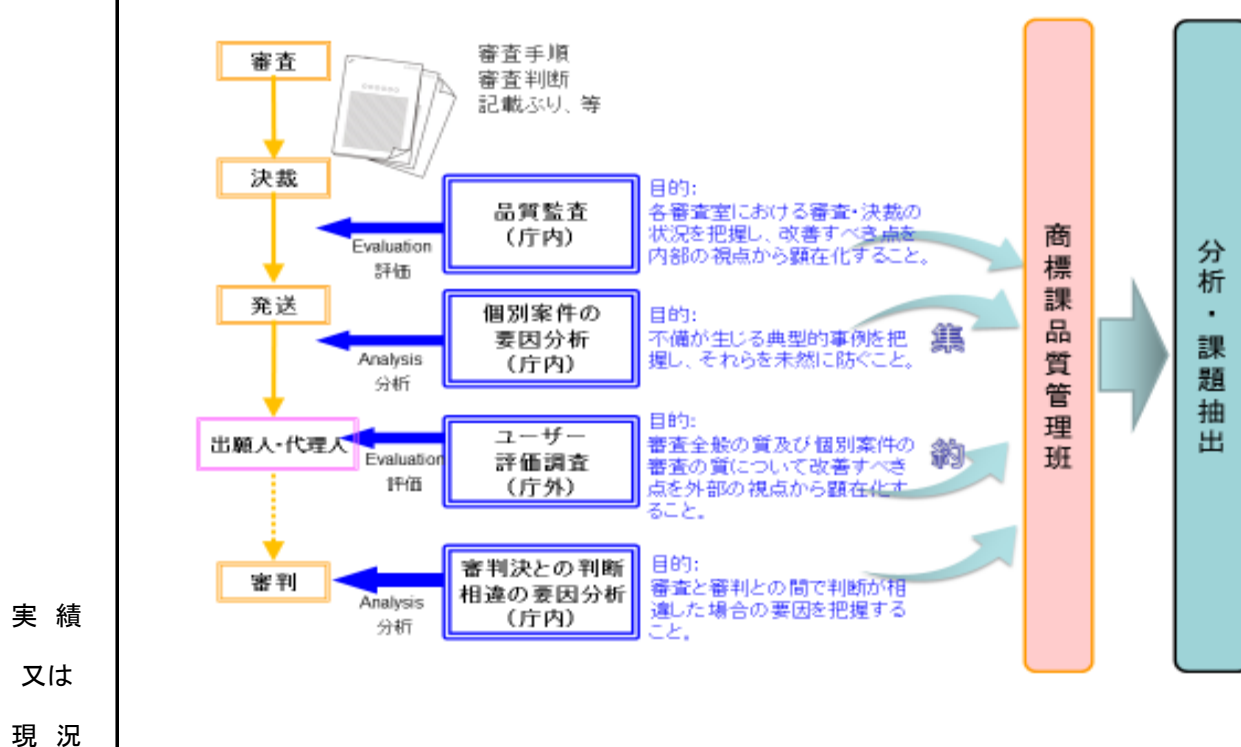
【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑧)

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

(分析)

A) 商標審査の質(審査手法の質、審査判断の質、拒絶理由通知書等の記載内容の質)を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれ課題の抽出を行っている。



実績
又は
現況

(特許庁内部での評価に基づく分析)

B) 品質管理及び審査体制についての内部レビューを通じた分析
・半期毎のレビューに加え、必要に応じて品質管理庁内委員会(商標)で取組等について内部レビューを実施し、商標課関係部署及び商標審査部門に対して情報発信を行っている。
・出願動向や審査処理状況などから、必要な人員について把握し、迅速・的確な商標審査のために必要な人的資源を分析している。

・審査品質管理小委員会で審議された評価項目及び評価基準に従った評価項目毎の実績・現況等の整理や、委員から受けた仮評価及び改善案を通じて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行っている。

C) 品質監査を通じた分析

・2014年度から、審査経験が豊富で審査に精通した審査官を品質管理官として任命し、審査の質の分析を確実に実施できる体制を整え、品質監査に関する分析を実施している。

・品質監査についてのガイドラインを策定し、品質管理官が判定する基準を明確化するとともに、指摘事項に関して統計分析できるよう、監査項目を詳細化するなどフォーマットを整備し、確実な分析を行うことができる体制の下で実施している。

・2016年度は、商標課に品質管理班が設置され、品質監査実施体制がより整備されたことを契機に、品質監査を通年で行うこととし、より効果的かつ円滑な監査が実現可能となった。

・監査により得られたデータの分析、及び、監査における指摘事項に関して、内容を詳細に確認し、内容ごとに類型化を行い、指摘が多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、今後の改善策を検討する。

D) 審判決との判断相違の要因分析

・全商品・役務分野において拒絶査定不服審判における審決と、審査段階における拒絶理由通知や拒絶査定等のそれぞれの内容を比較することにより、判断の相違の確認を行い、相違があった点について分析を行っている。

・2016年度は、2015年度に異議申し立てされ、取り消し決定がなされた案件全件(49件)について、審決の要点を一覧にまとめ(外部委託)、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行う。

実 績 又は 現 況	E) 事例の共有及び個別案件の要因分析 ・審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容进行分析し、頻繁に発生している事例、示唆に富む事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2016年9月)。
	(特許庁外部での評価に基づく分析) F) ユーザー評価調査を通じた分析 ・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析した。改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求め、評価が低く相関係数が高い項目を抽出するという工夫をしている。 ・2015年度は、ユーザー評価調査を外部委託して実施したが、2016年度は、特許庁独自で実施したところ、結果的に8割を超える回答があり、回収率は大幅に上昇した。また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。
	G) ユーザー等との意見交換・ホームページを通じた意見聴取を通じた分析 ・ユーザー等との意見交換を通じて提出された意見を集約し、審査基準等の各種指針との整合性の観点から、意見の妥当性の分析を行った。
	(課題抽出) (特許庁内部での評価に基づく分析により抽出された課題) H) 審査実施体制及び品質管理体制についての課題 [B)での分析結果] ・審査官定員及び予算の要求を行うとともに、採用活動を通じて、優秀な人材を確保していくこと及び確保した人材を確実に審査官へと育成していくことが必要である。 ・品質関連施策の企画・立案を客観的かつ一元的に行う部署の整備を進めていくことが必要である。
	I) 品質監査についての課題 [C)での分析結果] ・2017年度からは、より自由度の高い案件抽出が可能な新システムの利用を予定しており、当該新システムに対応して品質監査の業務の流れが変わるため、新たな運用の検討が必要である。
	J) 審決との判断相違の要因分析についての課題[D)での分析結果] ・分析の結果、識別性の判断については、判断の根拠となる証拠に対する考え方、また、類似性の判断については、類否判断における商標の分断・要部抽出の考え方が、審査と審判とで相違することが多いということが分かったことから、これらについて決裁時に重点的に確認を行う等の運用を徹底していく必要がある。 ・また、産業分野別での一定の傾向が見られたことから、審査室に応じた取組及び運用を検討していく。
	K) 事例の共有及び個別案件の要因分析についての課題[E)での分析結果] ・指定商品・役務に関する審査、4条1項11号に関する審査、3条1項柱書の提出書類に関する審査等について、ミスが発生しやすい傾向にあることから、その予防策の検討を行い、審査官に周知する必要がある。また、発生頻度にかかわらず、示唆に富む事例については、審査官に気づきを与える効果が期待できるため、同様に周知する必要がある。
	(特許庁外部での評価に基づく分析により抽出された課題) L) ユーザー評価調査を通じた分析についての課題 [F)での分析結果] ・改善が必要な重点事項として、「識別性の判断」、「類似性の判断」「基準・便覧との統一性」、「審査官間の統一性」「審判決との統一性」が課題として抽出されていることから、これらについて決裁時に重点的に確認を行う等の運用を徹底していく必要がある。
	M) ユーザー等との意見交換・ホームページを通じた意見聴取を通じた分析についての課題 [G)での分析結果] ・商標審査基準の分かりやすさ・見やすさの観点から、ユーザーからは、審査基準のさらなる明確化に関する意見・要望等が寄せられており、また商取引を取り巻く環境も大きく変化していることから、引き続き、ユーザーニーズを踏まえて商標審査基準を全面的に見直ししていくことが必要である。

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(2)⑨)

評価 項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況
評価の 目的 及び 観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実 績 又は 現 況	(①の改善状況) ＜品質マニュアルの改訂＞ 2016年度は、①商標課品質管理班設置(H28.4)に伴う実施体制の修正、及び、②商標審査における決裁ガイドライン策定(H28.3)に伴う修正を反映させるため、並びに、③当マニュアルの文書としての位置づけ及び改訂の契機を追加するため、2016年7月に改訂を行い、これらを公表した。
	(②の改善状況) ＜商標審査基準等の改訂＞ 新しいタイプの商標の審査資料の整備の一環として、実体審査マニュアル(色彩のみからなる商標、音商標、位置商標)の見直しを行った。 「商標審査基準」について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにおいて、主に「不登録事由(4条)」の見直しを行い、2016年度内に改訂案をまとめる予定。
	(③の改善状況) ＜ユーザー・職員への周知＞ 「品質ポリシー」「品質マニュアル」等を含む品質管理に関する方針・手続について、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照可能な状態を維持した。 企業等との意見交換の際に使用する資料に、特許庁における品質管理の取組や「品質ポリシー」について紹介する内容を設け、説明を行っている(2016年度上半期実績:39件 2015年度上半期実績:29件)。
	(④の改善状況) ＜審査実施体制の強化＞ 2015年4月から出願受付を開始した新しいタイプの商標の審査処理を促進すべく、2016年度も昨年度に引き続き、専任の審査チームの体制を編成し、新制度に対応するための審査実施体制を確立した。また、全審査官を対象に、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等も実施した。
	(⑤の改善状況) ＜品質管理体制の強化＞ 2016年4月に商標課に品質関連施策の企画・立案を一元的に行う新部署として、職員2名と調査員(品質管理補助)2名の体制の品質管理班を設置した。品質管理の組織として、責任者、審査業務の実施者、施策の企画・立案者、質の分析・評価者のそれぞれの役割を明確に分離したことにより、より効率的・効果的に品質管理を行うことができる組織体制・人員配置を確立した。

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(2)⑩)

評価 項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2) 継続的改善が適切に実施されているか
	⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
評価の 目的 及び 観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実 績 又 是 現 況	(⑥の改善状況) ＜品質保証(決裁)に関するもの＞ 2016年度は、さらなる決裁の効率性の向上を目的に、決裁時に審査官に差し戻した案件に関する情報を蓄積する仕組みを整備した。
	＜審査官・管理職間の知識共有・意見交換(協議)＞ 2016年度は、審査官協議の内容の充実・効率化及び情報共有の観点から、各審査官が作成している協議メモを収集・蓄積し、庁内イントラネットに掲載して共有した。
	＜事例の共有及び個別案件の要因分析に関するもの＞ 2015年4月から2016年3月の期間に、審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例、示唆に富む事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2016年9月)。
	＜審査関連文書の整備・改訂に関するもの＞ 新しいタイプの商標の審査資料の整備の一環として、実体審査マニュアル(色彩のみからなる商標、音商標、位置商標)の見直しを行った。 「商標審査基準」について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにおいて、主に「不登録事由(4条)」の見直しを行い、2016年度内に改訂案をまとめる予定。 2016年2月に、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感をもって作成できるよう、拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書を新たに作成したが、2016年度は、さらなる起案書の質の向上及び効率化を目的として、審査時に参照できる事例をとりまとめる予定。
	(⑦の改善状況) ＜品質監査に関するもの＞ 2016年度は、品質監査実施体制がより整備されたことを契機に、品質監査を通年で行うこととし、より効果的かつ円滑な監査が実現可能となった。 また、品質監査対象案件のうち、登録査定案件については全て、出願人への発送前のタイミングで実施しているところ、来年度からは、品質監査のシステム化を行うことで、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングでの品質監査の実施が可能となるとともに、対象案件抽出条件の詳細な設定機能などにより、品質監査の効率を高めることができる。 品質監査の結果については、適合率(2016年上半期時点)が、再審査品質監査及び基礎的品質監査ともに向上し、全体として審査の品質が安定していると捉えることができる。
	＜ユーザー評価調査に関するもの＞ 2016年度は、ユーザー評価調査の実施手法を見直し、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付した。また、昨年度は、調査票の配布・回収について外部委託を行っていたところ、今年度は、調査票の配布・回収を含め、すべて特許庁独自で実施した結果、回収率を大幅に上昇させることができた。加えて、調査票の内容についても、調査対象者の自由かつ率直な意見を得るために、商標審査全般の質の調査について、無記名での回答を可能にするとともに、質問項目の見直しを行うことでさらに有益な結果を得ることができた。 また、ユーザー評価調査の結果については、審査の質全般に対する満足度において、5段階評価の4段階以上の評価が増加した。
	＜ユーザー等との意見交換に関するもの＞ 2016年度は、商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、意見交換の促進を図り、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行った。
	＜審判決との判断相違の要因分析に関するもの＞ 2016年度は、2015年度に異議申し立てされ、取り消し決定がなされた案件全件(49件)について、審決の要点を一覧にまとめ(外部委託)、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、分析結果を審査官に周知する。
	＜事例の共有及び個別案件の要因分析に関するもの＞ 2015年4月から2016年3月の期間に、審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例、示唆に富む事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2016年9月)。

実績 又は 現況	(⑩の改善状況) ＜品質監査を通じた分析＞ 2016年度は、商標課に品質管理班が設置され、品質監査実施体制がより整備されたことを契機に、品質監査を通年で行うこととし、より効果的かつ円滑な監査が実現可能となった。 また、監査により得られたデータの分析、及び、監査における指摘事項に関して、内容を詳細に確認し、内容ごとに類型化を行い、指摘が多い事項等を明らかにするなどの分析を行うことにより、現状を把握し、改善すべき点の顕在化を図り、今後の改善策を検討する。 ＜ユーザー評価調査を通じた分析＞ 2015年度は、ユーザー評価調査を外部委託して実施したが、2016年度は、特許庁独自で実施したところ、結果的に8割を超える回答があり、回収率は大幅に上昇した。また、分析対象とする項目やデータを見直したことにより、より実情に即した有益な回答を得ることができたとともに、より充実した分析を行うことができた。 ＜審判決との判断相違の要因分析＞ 2016年度は、2015年度に異議申し立てされ、取り消し決定がなされた案件全件(49件)について、審決の要点を一覧にまとめ(外部委託)、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行う。 ＜事例の共有及び個別案件の要因分析＞ 審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例、示唆に富む事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2016年9月)。
----------------	--

【商標】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅲ. ⑪）

評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか
評価の目的及び観点	⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信 審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。

実績 又は 現況	（国内への情報発信、協力関係） A) 会合における情報発信 ・審査品質管理小委員会において、審査の質向上に関する様々な取組について説明を行った。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表し、その活動とともに審査の質向上に関する取組についても情報発信している。また、特許庁のホームページにて審査品質管理小委員会報告書を公表する際、長官からのメッセージを掲載した。 B) 意見交換会による情報発信及び協力体制 2016年度は、商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、意見交換の促進を図り、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行った。また、意見交換会では、審査の質向上に関する取組について情報発信し、審査の質に関して具体的に意見交換すると共に、出願人・代理人等と問題意識を共有した。 業界団体等との意見交換実績 (2016年度上半期実績) 39件 *内訳*業界団体:17団体、組合、商工会等:22団体 (2015年度上半期実績) 29件 *内訳*業界団体:9団体、民間企業:5社、組合、商工会等:15団体
	（国外への情報発信、協力関係） C) 国際会合における情報発信 ・商標五庁(TM5)会合 2016年10月に、日米欧中韓の商標五庁(JPO,USPTO,EUIPO,SAIC,KIPO)における情報交換や共同プロジェクトを行うための枠組みである第5回TM5会合を中国にて開催した。昨年の会合に引き続き、JPOからの提案により商標審査に関する品質管理を取り扱うセッションが実施された。当該セッションは、クローズドセッション(非公表)で行われ、JPOから、今後のTM5における品質管理分野の取組として、品質管理に関する新規プロジェクトをJPOリードで立ち上げることを提案し、各庁の賛同を得た。 ・日台湾商標審査官交流 2012年より、日台双方の商標制度と審査実務の相互理解を増進し、双方の企業の商標権保護を強化するため、商標審査官による相互訪問交流を実施している。2016年9月に開催された「第5回日台商標審査官交流」では、台湾側の要請に応じる形で品質管理に関する議題が設定され、JPOより自国の品質管理システムや品質関連の取組についての説明を行ったほか、台湾側の品質管理に関する最新の取組を聴取した。 ・日韓商標専門家会合 2001年より、商標審査に関する運用上の問題点やマドリッド協定議定書に関連する事項など、両庁が関心を有する幅広い分野について議論するため、両国の専門家による会合を実施している。2016年度末にJPOでの開催が予定されている「第14回日韓商標専門家会合」においても、昨年度の会合に引き続き、両国の専門家が品質管理、審査マネジメント等について意見交換する予定。 D) 外国庁への直接的な情報発信 ASEAN諸国を中心とする新興国等に向けた商標審査官派遣や受入研修等の機会を通じ、外国庁職員(主に審査官や品質管理担当者)に対してJPOの品質管理システムを紹介した。主なものは以下の通りである。 ・海外の知的財産庁への商標審査官派遣 ●ラオス知的財産局への商標審査官派遣(2016年5月実施) ●カンボジア商業省への商標審査官派遣(2016年6月実施) ●WIPOジャパンファンド「インドネシア立体商標セミナー」(2016年7月実施) ・海外の知的財産庁職員を対象とした受入研修等 ●タイ マドプロ商標審査コース(2016年6月実施) ●インドネシア マドプロ商標審査コース(2016年7月実施) ●ベトナム商標実体審査コース(2016年10月実施) ●商標実体審査コース(2016年11月実施。フィリピン、メキシコ、コロンビア、カザフスタン、インドの商標審査官が対象。) ●商標審査実務(基礎)コース(2017年1月実施。ブルネイ、マレーシア、ラオス、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、南アフリカ、ケニアの商標審査官が対象。) ●カンボジア マドプロ商標審査コース(2017年2月実施予定)

実績 又は 現況	E)ユーザーへの情報発信 ・米国知的財産権法協会 (AIPLA: American Intellectual Property Law Association) との意見交換 AIPLAとの間で、2016年4月に日本にて意見交換会を実施し、JPOの品質管理システムや最新の取組状況を含む商標審査に関する制度運用の課題や政策等に関する情報発信や意見交換を行った。
	F) 外国庁等との協力関係 ・商標五庁 (TM5) における協力関係 上記C)に記載のとおり、日米欧中韓の商標五庁 (TM5: JPO, USPTO, EUIPO, SAIC, KIPO) 間において、互いの品質管理システムに関して情報及び意見を交換する等、継続的な協力関係を構築している。なおTM5会合としては、2012年に第1回会合を開催しているが、USPTO及びEUIPOとは、2004年から商標三極として会合を開催しており、長年の協力関係を構築している。
	・台湾との協力関係 上記C)も記載のとおり、TIPOとの間においては、互いの審査運用等について審査官レベルで意見交換を行い、相互理解を増進すべく、審査官レベルでの交流を2012年から継続して実施している。交流においては、第1回の時点から、テーマの一つとして互いの品質管理に関するシステムや取組等を掲げており、積極的な意見交換や情報交換を実施しており、協力関係を構築している。
	・韓国との協力関係 上記C)に記載のとおり、KIPOとの間においては、互いの商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、専門家同士が情報共有・意見交換を行う会合を、2001年から継続して実施している。互いの品質管理の施策や取組等についても情報交換を行っている。
	・AIPLAとの協力関係 上記E)に記載のとおり、AIPLAとの間においては、商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、情報共有・意見交換を行う会合を、2010年から継続して実施している。また、先方から2017年2月に米国にて開催されるmid-winter meetingへの参加の示唆があるなど、協力関係を構築している。

C)～E)においては、我が国特許庁の審査の質に関する取組について積極的に情報発信を行うとともに、海外の特許庁における審査の質に関する取組の情報を収集することができた。さらに、会合後、複数の国から、日本の品質管理の取組について、問合せがあり、我が国の取組に関するアピールの成果を実感することができたとともに、更なる資料提供や情報提供を行うことで、海外の特許庁との協力関係をより一層強化することができた。